白鷹町農業委員会委員の一般選挙が行われます

白鷹町農業委員会の委員の任期は、来る７月19日で任期満了となりますので、下記により一般選挙を行います。

【選挙期日】

平成23年7月10日（日）
午前7時～午後8時
＊黒鴨、針生投票区は、午前7時～午後7時

【選挙権及び被選挙権】

(1)選挙権　平成3年4月1日以前に生まれたかたで、平成23年1月1日現在で農業委員会を経由して選挙管理委員会に申請し、3月31日現在農業委員会委員選挙人名簿に登録されたかた

(2)被選挙権　平成3年7月11日以前に生まれたかたで、耕作面積が10アール以上など一定の資格要件を有するかた

【立候補届出期間】

●受付期間　7月5日（火）午前8時30分～午後5時

●受付場所　白鷹町選挙管理委員会室（役場3階）

●届出書類　農業委員会委員選挙候補者（推薦）届出書、戸籍謄本または抄本、その他添付書類（書類は選挙管理委員会でお渡しします。ただし、戸籍謄本または抄本は、各自準備してください。）

●届出方法　本人届出、推薦届出の2通りあります。

※立候補の辞退は、届出期間でなければできません。

【選挙すべき委員の数】

●第1選挙区（蚕桑、鮎貝地区）6人

●第2選挙区（荒砥、十王、鷹山、東根地区）6人

【期日前投票】

投票日の当日、次のようなかたは期日前投票ができます。

(1)職務や業務に従事する場合や冠婚葬祭などやむを得ない用務に従事しなければならない場合

(2)投票日当日何らかの用事があって投票区の区域外に旅行又は滞在することが見込まれる場合

(3)疾病、出産などで、投票日当日に投票できないことが予想される場合

◆期日前投票のできる期間、場所及び時間

○期間　7月6日（水）～7月9日（土）

○時間　午前8時30分～午後8時

○場所

・第1選挙区
鮎貝地区公民館視聴覚室

・第2選挙区
中央公民館文化実習室

【不在者投票について】

次のような方は不在者投票ができます。

(1)業務に従事するため他の市町村に滞在されているかた

滞在地の選挙管理委員会において不在者投票ができます。この場合郵便で投票用紙を請求してから投票していただくことになるため、郵便の往復に日数がかかりますので、お早めに請求の手続きを行ってください。

(2)白鷹町立病院や白光園などの施設に入所中のかた

その場所（施設内）で不在者投票ができます。

(3)身体に一定以上の障がいをお持ちのかた

郵便などによる不在者投票制度により投票所へ行かなくても自宅で投票することができます。自宅で「郵便等による不在者投票」をする場合には、選挙管理委員会の発行する「郵便等投票証明書」が必要になりますので、希望されるかたはお早めに申請の手続きを行ってください。

◆不在者投票のできる期間、場所及び時間

○期間　7月6日（水）～7月9日（土）

○時間　午前8時30分～午後8時

○場所　中央公民館文化実習室

立候補予定者説明会

●期日　6月20日（月）

●時間　午後1時30分～

●場所　中央公民館第1・2研修室

※立候補予定者は忘れずに参集ください。出席は候補者本人、代理人いずれでも結構です。

■この選挙についてご不明の点は、白鷹町選挙管理委員会事務局（☎85－6120）へお問い合わせください。